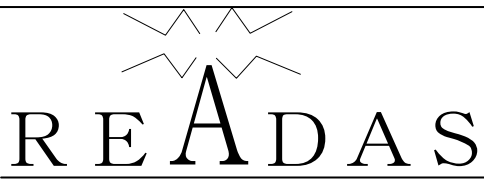


第 5343 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 5日 木曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 本人に交付する源泉徴収票へのマイナンバー

**Q**：平成28年分の源泉徴収票からマイナンバーの記載が必要になるとのことですが、本人に渡す源泉徴収票にもマイナンバーを記載するのでしょうか？

**A**：記載する必要はありません。

### 【解説】

平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書からマイナンバーの記載が必要になりますので、平成28年分の給与所得の源泉徴収票からマイナンバーの記載が必要になるのですが、先ごろ改正が行われ、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされましたので、本人に交付する源泉徴収票にはマイナンバーの記載は不要となりました。

ただし、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので、注意してください。

同様に、個人番号が記載不要になる書類には、次のものがあります。

- ①退職所得の源泉徴収票
  - ②公的年金等の源泉徴収票
  - ③配当等とみなす金額に関する支払通知書
  - ④オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
  - ⑤上場株式配当等の支払に関する通知書
  - ⑥特定口座年間取引報告書
  - ⑦未成年者口座年間取引報告書
  - ⑧特定割引債の償還金の支払通知書
- ※⑦及び⑧は、平成28年1月施行予定です。

